

役務の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和8年 2月 6日

奈良県総合リハビリテーションセンター
院長 林 雅 弘

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件

奈良県総合リハビリテーションセンター 施設保守関連業務委託一式

なお、本公告で使用する、奈良県総合リハビリテーションセンターには地方独立行政法人奈良県立病院機構 奈良県総合リハビリテーションセンター、社会福祉法人奈良県社会福祉事業団 奈良県障害者総合支援センター並びに県営福祉パーク及び福祉住宅体験館、奈良県教育委員会特別支援教育推進室及び奈良県身体障害者・知的障害者更生相談所、奈良県発達障害者支援センター、奈良県重症心身障害児者支援センターを含みます。

2 業務内容の仕様

入札説明書及び仕様書のとおりとします。

3 委託期間

令和8年4月1日(水)午前8時30分から令和9年4月1日(木)午前8時30分までとする。

ただし、業務実績及び予算措置等を勘案し、双方協議のうえ、同一条件にて1年間更新する場合があるものとします。

4 履行場所

奈良県磯城郡田原本町大字多722番地

奈良県総合リハビリテーションセンター構内

5 入札方法

入札は、月額（消費税及び地方消費税抜き）で行います。

入札書は、持参又は郵送によるものとし、電送による入札は認めません。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる1から13までに該当する者が、この入札に参加することができます。

1 地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第4条第1項及び第2項の規定に該当し

ない者であること。

- 2 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。
ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- 3 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。
ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかつたものとみなします。
- 5 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- 6 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目がQ1「建物管理」で登録している者であること。
- 7 令和4年度から令和6年度までの間に、100床以上の病院で施設・管理業務又は警備業務を元請けとして、1年間以上継続して誠実に履行した実績を有する者であること。
- 8 その他、奈良県総合リハビリテーションセンターが求める書類を提出できる者であること。
- 9 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定する「プライバシーマーク」、認証機関が認証する「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）」、又はこれらと同等の認証を受けていること。
- 10 「選任警備員指導教育責任者」の資格を有する者が在籍していること。
- 11 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあっては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- 12 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- 13 次に掲げる（ア）から（カ）のいずれの要件にも該当しない者であること。
(ア) 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人に

あってはその者、支配人及び視点又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。)第2条第6号に規定する暴力団員を言います。以下同じ。)である。

- (イ) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していること。
- (ウ) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している。
- (オ) (ウ)及び(エ)に掲げる場合ほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- (カ) この契約に係る下請け契約又はその他の契約に当たって、その相手方が(ア)から(オ)までのいずれかに該当することを知りながら契約を締結している。

第3 入札書の提出場所等

1 契約条項を示す場所、入札説明書等の問い合わせ先

〒636-0393 奈良県磯城郡田原本町大字多722

奈良県総合リハビリテーションセンター総務課管理係

電話番号(代表) 0744-32-0200

FAX 0744-32-0208

2 入札説明書、仕様書、各種様式等の配布期間

配布場所: 奈良県総合リハビリテーションセンター ホームページ

URL: <http://www.nara-pho.jp/reha/>

配布期間: 公告日から令和8年2月16日(月)午後5時00分まで

3 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は実施しません。

4 入札の日時及び場所

令和8年2月26日(木) 午前10時00分

奈良県総合リハビリテーションセンター 2階 討議室

第4 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金

免除します。

ただし、落札者が契約を締結しない場合には、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第18条第2項に定めるところにより、入札金額の100分の5に相当する額

を損害賠償金として納付しなければなりません。

3 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。

ただし、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第27条ただし書の規定（保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、又は過去2年間に国、地方公共団体または独立行政法人と同等と認める契約を数回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者等）に該当する場合は免除します。

4 入札者に要求される事項

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「入札参加資格確認申請書等」といいます。）を所定の日時までに提出しなければなりません。

なお、奈良県総合リハビリテーションセンター院長から、入札参加資格確認申請書等の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(2) 競争入札参加資格確認申請書等に基づき参加資格の承認を受けた者を入札参加者とします。

(3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

(4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第8条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否

要します。

7 第一交渉権者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を第一交渉権者とします。

8 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

(1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。

(2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

(3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、

又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合 ((6)に該当する場合を除きます。)において、奈良県総合リハビリテーションセンターが当該委託契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

9 契約の解除

契約締結後、契約者について 8 の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県総合リハビリテーションセンターに報告せず、若しくは警察に届け出なかつたと認められるときは、契約を解除することができます。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。なお、8 の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

10 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。